

# JIS

## 石油製品一 アニリン点及び混合アニリン点の求め方

JIS K 2256 : 2013

(PAJ)

平成 25 年 12 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	土 肥 義 治	公益財団法人高輝度光科学研究センター
(委員)	穴 澤 秀 治	一般財団法人バイオインダストリー協会
	今 井 勇	日本ゴム工業会
	植 田 新 二	一般財団法人化学物質評価研究機構
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	岡 崎 雅 之	公益社団法人自動車技術会 (株式会社本田技術研究所)
	香 山 茂	一般財団法人化学研究評価機構
	佐 藤 浩 昭	独立行政法人産業技術総合研究所
	高 橋 俊 哉	一般社団法人日本塗料工業会
	田 和 健 次	石油連盟
	廣 岡 隆	独立行政法人住宅金融支援機構
	松 永 孝 治	日本プラスチック工業連盟
	松 永 直 樹	拓殖大学
	松 本 芳 彦	一般社団法人日本化学工業協会
	森 川 淳 子	東京工業大学

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 27.6.21 改正：平成 25.12.20

官 報 公 示：平成 25.12.20

原 案 作 成 者：石油連盟

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 TEL 03-5218-2302)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会 (委員長 土肥 義治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 試験の原理	2
5 試薬	2
6 試験器及び器具	3
7 試料	3
8 試験の手順及び評価	4
9 結果の表し方	6
10 精度	6
11 試験結果の報告	7
附属書 A (規定) 試験管法試験器	8
附属書 B (規定) 薄膜法試験器	11
附属書 JA (規定) U 字管法試験器	14
附属書 JB (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	20
解 説	23

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、石油連盟 (PAJ) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS K 2256:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## 石油製品—アニリン点及び混合アニリン点の求め方

## Petroleum products—Determination of aniline point and mixed aniline point

## 序文

この規格は、1997年に第3版として発行されたISO 2977を基とし、国内の実情に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JBに示す。

## 1 適用範囲

この規格は、石油製品のアニリン点及び混合アニリン点を求める方法について規定する。試料のアニリン点アニリン試料混合液の凝固点よりも低い場合（アニリン点測定操作において室温で透明なアニリン試料混合液を冷却したとき、それが白濁する前にアニリンの結晶が現れる場合）には、混合アニリン点を適用する。ただし、アニリン点及び混合アニリン点の測定操作において、室温で白濁しているアニリン試料混合液を加熱したとき、それが透明になる前に沸騰又は泡立ちが起こる場合には、この規格は、適用できない。

なお、アニリン点及び混合アニリン点を求める方法は、表0Aに示す3種類の試験方法とする。

表 0A—試験方法の種類

試験項目	試験方法	適用区分
アニリン点及び混合アニリン点	試験管法	JIS K 2580 に規定する ASTM 色 6.5 以下の試料に適用する。
	U字管法	JIS K 2254 に規定する初留点が予期されるアニリン点よりも十分に高い試料に適している。
	薄膜法	JIS K 2580 に規定する ASTM 色 0.5 以上の試料に適用する。特に ASTM 色 6.5 を超える試料に適している。また、JIS K 2254 に規定する初留点が予期されるアニリン点よりも十分に高い試料にも適している。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 2977:1997, Petroleum products and hydrocarbon solvents—Determination of aniline point and mixed aniline point (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

**警告** この規格は、危険な試薬、操作及び試験器を用いることがあるが、安全な使用方法を全てに規定しているわけではないので、この試験方法の使用者は、試験に先立って、適切な安全上及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。